

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
412	公共施設アセットマネジメントによる地方債の特例	地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条	平成25年度中を目途に結論を得る	〔第23次提案等に対する対応方針（平成25年10月11日）〕 地方財政法第5条においては、地方債の対象を将来世代にも効用が及ぶ公共施設等の建設事業などに限定しており、このことと公共施設等の計画的な管理における除却との関係を慎重に整理する必要がある。なお、仮に地方債の対象とする場合でも、構造改革特区で対応すべきか、全国的に展開すべきかなどの対応方法を検討する必要がある。	全国で実施	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われる公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるため、地方債を起すことができることとする特例措置の創設を内容とする地方財政法の改正案が平成26年通常国会にて成立し、平成26年4月1日から施行されている。	総務省
953	児童入所施設等の措置費の徴収金の収納事務の私人委託	地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項 児童福祉法（昭和22年法律第164号）	平成25年度から提案者への意向調査等の改正に向けた検討作業を開始し、その結果に応じて、次回の児童福祉法の関連内容改正時に併せて、所要の措置を検討する	〔第23次提案等に対する対応方針（平成25年10月11日）〕 児童福祉法において、児童入所施設等の措置費の徴収金の収納事務について、私人に委託することが可能となる趣旨の規定を加えることについて、その実施時期を含めて検討していくこととする。	検討中	平成25年度に行った提案者への意向調査を踏まえ、次回の児童福祉法の関連内容改正時に併せて、所要の措置を検討する。	厚生労働省